### 工 ル大学所蔵 『元徳二年後宇多院七回忌曼荼羅供記』 について

西

田

友

広

はじめに

う次第である。 正し元の姿を復元できることが明らかとなった。そこで既知の史料では この史料の内容の検討、 また、小峯氏は 翻刻を行っているが、その翻刻にはいくつかの修正すべき点が存在する。 が存在し、その紙背に あるが、 く所蔵されているが、 『曼荼羅供記』)が記されている。この史料は、 エ ール大学には朝河貫一が中心となって収集した日本関係史料が多 あらためて分析と翻刻を行うこととする。 『曼荼羅供記』に錯簡が存在することを指摘しているが、 その中に 『元徳二年後宇多院七回忌曼荼羅供記』 およびモノとしての観察の結果、 『応永三十二年具注暦』(以下、 既に小峯和明氏が解題と 小峯氏の御海容を請 その錯簡を修 『具注暦』 (以下、

# 『元徳二年後宇多院七回忌曼荼羅供記』とその内容

考えられる暦記が存在する。『具注暦』の紙背に記されており、同具注暦』の紙背に記されており、同具注暦には東寺関係者が記したと参照していただきたいが、『曼荼羅供記』は西洞院家旧蔵史料である『曼荼羅供記』については既に小峯氏の解題があり、詳しくはこれを

後宇多院は正中元年(一三二四)六月二十五日に没しており、元徳二

された事情と関係がある可能性がある。 にあたり、 なお応永三十三年は応永三十一年四月十二日に没した後亀山院の三回忌 催に至るまでのさまざまなやり取りの具体像を知ることができ興味深い には先述の後醍醐天皇綸旨を始め文書十八通が引用されており、 勝宝院主、 身の手による記録を写したものである。 た六月十八日から、法会当日である二十五日までの記録であり、 天皇から仁和寺勝宝院道意に七回忌での導師を務めるよう綸旨が到来し に史料が無く、 この 後宇多院の付法の弟子でもあった。 は七回忌にあたる。 貴重である。 『曼荼羅供記』 後宇多院の息子で、 が応永三十二年の この七回忌については管見の限 道意は西園寺実兼の男で仁和寺 またこの 時の天皇である後醍醐 『具注暦 『曼荼羅供記』 の紙背に記 道意自 ŋ 他

# モノとしての『元徳二年後宇多院七回忌曼荼羅供記』とその錯簡

とから、 状の後に二十五日条が始まり、 二十四日 る。 体には錯簡はないため、 曼荼羅供記 なお既に小峯氏が、 錯簡 付の書状から始まり、 脱落の存在を指摘している。 は薄墨紙の表紙を除いて二二紙からなるが、 第六紙の二十二日条が一行しかなく、 書写段階で親本に既に錯簡があったと考えられ 第一三紙に至って二十四日条が始まるこ 二十三日条が無く、 すなわち、 また二十四 第六紙と第七紙 具注 第七紙が 日付

宇智

院

-門まで参入し、

達智門院は還御し、

於親王者」

で紙継ぎ目と

第一二紙の末尾は帥親王と達智門院が同車で

ると前後の意味が通じる。

様

に第

七~一

八紙

E

はこれを第一二紙と第

一四紙の

間に入れ

第一二紙と第一三 一紙、 第一三 一紙と第一 四紙は内容的に連続してい ない

0

0) 紙の最後の六行程度が空白となっており、 紙である。 会場の指図が記されていたと考えられる。 ところで、 四紙には「○ そして第一三紙後半部、 『曼荼羅供記』 指図」とした部分があり、 をモノとして観察すると、 第一六紙の最後の 第一 九紙が白紙である。 そこには本来は曼荼羅供 その 一行程度、 第 第 紙 また は 八 白

四

は文章が繋がっていないことがわかる。 頭 の後が空白で、 図 「為殿上人・堂童子座」 は 戌一点被渡御本尊」、 一三紙の末尾は 「諷誦文事、 第一七紙の冒頭は「為御聴聞御逗留」、第一八紙の末尾は 表白神下句間也」となっており、 「彼状云」の後が空白で、 の後が空白で、 第一六紙の末尾は 第一 「凡今度堂達自威儀師手請取 九紙は白紙、 第一 兀 空白を挟んだ前後で [紙の 冒 第二○紙 頭は  $\overline{\bigcirc}$ の冒 指

条は脱落ではなく、 尾の二十二日条に牛車の話題が出て紙継ぎ目となっている。 第二〇~二二紙 紙の二十四日条以前の部分には牛車の話題が出ているが、 を記した後、「彼状云」として以下空白となっている。  $\widehat{\mathbb{C}}$ 二十四日付の書状は第七紙の冒頭から始まっている。 紙 これらを総合すると、  $\widehat{\mathbb{B}}$ は本来、 第一三紙を見ると、二十四日条は維縁に書状を遣わしたこと 第一三紙 (C)、第一  $\widehat{\mathbf{F}}$ の部分とBの部分との間に入るべきであり、 当初から記されていなかったと考えられる。 の六つの部分に内容的に分割されることとなる。 **『曼荼羅供記』** 四~一六紙(D)、 は、 第二~六紙 第一七~一 この維縁宛ての 方、 Â, 第六紙では末 同じ第一三 八紙 二十三 第一 第七~ Ê, 日 紙

> なっ 頭に と内容が続いてゆく。 八紙は曼荼羅供の会場の配置を記して終わっており、 ているが、 指図」として、 七紙は その後 「為御聴聞御逗留」 戊 点被渡御本尊」 から始まっ と法会の 第 いる。 四 開 紙 始 は

間であった」となり内容が続いている。 そ今度、 終っているが、 この様に第一三紙 . ~一六紙 第一六紙は諷誦文を読み終わり、 堂達が威儀師の手から諷誦文を受け取ったのは表白と神下句 (D) と第二〇~二二紙 第二〇紙は Ĉ と第一 「諷誦文事、 七~一 「凡今度堂達自威儀師手請取 Ê 八紙 表白神下句間 が繋がらなくてはならなな E を移動させると、 也 とあり、 凡 بإ 第

曼荼羅供記 正しい配列はA→C→B→E→D→Fとなるのである。 には錯簡はあるが脱落は無く、 その全文が 記され 7

ぉ

ŋ

#### 「元徳」 |年後宇多院七回忌曼荼羅供記 書写過程の 推

 $\equiv$ 

書写したのである 断簡①を書写して第一三紙に進み、 て①・②・③はそれぞれ紙の末尾いっぱいまで記されていた。 Е なった原 とが推測される。 る段階でまたしても内容が続いていないことに気づく。 いことに気づいた。そこで第一三紙の残りの部分を空白とし、 冒 <u>(3)</u> 現 状の ŋ **三頭から断簡②を書写し始める。** 紙 の部分を空白とし、 の残り部分を空白とした。 F 『曼荼羅供記』 『曼荼羅供記 <u>4</u> すなわち現 の四つの断簡となっていたことが推測される。 は既に錯簡を生じており、 に存在する空白部分の状況からは次のようなこ 第 『曼荼羅供記』 七紙の冒頭から断簡③を書写し、 そして第二〇紙 そして第一六紙に進み、 断簡②に移る段階で内容が続 を書写する際、 A (C (1), D 0 冒 そこで第 頭から 断 その親本と 簡③に いてな 簡 四

くつながるのである。 第二○紙の冒頭にはそれぞれ移動を示す記号が記されているからである ものと思われる。 (口絵参照)。 なお、 書写者は断簡③までを書写した段階で、 そしてこの記号に従うと断簡②・③・④は内容として正し なぜなら、 ただし、 第一六紙の文章の末尾、 この場合でも、 断簡① 正しい配列を検 第 の中には既に本来 七紙の 設討した 冒

記

A→C→Bとならぶべき内容がA→B→Cとなっている。

原

『曼荼羅供

、親本自体が既に錯簡を含んでいたと考えられる。

④を書写することにしたのである。 を考えたのであろう。そこで第一九紙を白紙に残し、 ることに気づいた書写者は、 に記されていた指図が、 ために第一九紙を白紙のまま確保したのではなかろうか。 断簡③までを書写した段階で正しい配列について検討し、 た。この時、 ことはなかったのであるが。 では第一九紙の白紙は何か。 当初は「○ 断簡③すなわち第一八紙の内容に続くものであ 指図」として省略した法会会場の指図を写す 一度は省略した指図を改めて書写すること これまでの推測が正しければ、 ただし、 結局その指図が書写される 第 二〇紙から断簡 その解答を得 断簡②の冒頭 書写者は

#### わりに

の推測、 院七回忌曼荼羅供記 ていただいた関係各位に謝意を表して結びとしたい 本稿ではイェール大学バイネッキ貴重書図 既存の翻刻の修正を行った。 0) 原本調査に基づき、 原本調査に際し、 その錯簡 書館 所蔵 の修正、 様々に便宜を図 『元徳』 一年後宇多 書写過程

# 参考 『元徳二年後宇多院七回忌曼荼羅供記』の構作

紙

白紙

-(3) 2 D 第 一 C 第 В Е 第二一 第七紙 第六紙 第一 第一 第一 第 第一 第 第 第一 第一〇 第九紙 第八紙 第五紙 第四紙 第三紙 第一 第二〇紙 一三紙 九紙 八紙 七紙 六紙 五紙 四紙 <u>-</u> 紙 紙 )紙 紙 紙 紙 明日曼茶供(羅脱) 仲縁 維縁 着置 了香呂 印 如 諷誦文事 備四色仏供 予車今年経廻 仍時剋兼難存知 恐鬱之間 六月十八日 到来之間 為御聴聞御 釣殿并一 法印権大僧都融円 六月二十四 元徳二年六月 白紙 分同於後戸請取 例 指図 廻向方便之間~ 棟 に返留 日 頼意( 日 ~請取 小北布障子、 ~二十日 > 曼荼羅供十弟子 [意] 隆意法 四面 次着礼 返事云 法印 綸旨 不及其沙汰矣 堂童子座 彼状云(以下、 於親王者 恐々謹言 不可有子 条々又問答 恐々謹言 三力以下作法 (以下、 隆意 細 (以下、六行程度空白 経 候 一行程度空白 後半部空白

今日

不献請文、

此間被修付之法式等無、

仍不審

謹上

房

翻刻
『元徳』
一年後宇多
/院七回己
心曼荼羅供
記

第一 紙

白紙

「後宇多院聖忌曼荼羅供

六月 二年 」

紙継

元徳二年

(第二紙

六月

十八日

後宇多院聖忌曼荼羅供大阿闍梨事、 御請

書到来、彼 後宇多院聖忌、 論旨云、 可被行曼陀羅供 綸 呵 ]闍梨可

天気所也、気参敷給之由、 仍執啓如 件 令

勝宝院僧正御 六月十七日 左少弁経季

之間、 先々若大阿闍梨令懃仕哉之由、 相尋芹

院僧正信助之狀処、無其儀云々、 仍条々注注

折紙尋遣惣在庁維縁、 彼状云、

後宇多院聖忌曼荼羅供大阿闍梨事、 紙継

綸旨

到来之間、 御返事参否雖未被思食定候

第三

紙

即勘付返進之、

折紙云、

列有無事、

御願文有無事、「可尋申奉行人數、

副供養有無事如何、 若可有之者施主誰

人哉

度者・御誦経等使在之、

為扈従色衆、 口可被召具歟、 然者維縁奉存

以上、奥二ヶ条維縁書加之、

返状云、

後宇多院聖忌曼荼羅供事、 御参旁可然歟

紙加拝見、 謹令返上候、 条々随仰注付候、

> 以 此

旨可有御披露候、 紙継 恐々謹言

遂啓

六月十八日

維縁請文

(第四

色衆、 如去年僧名可相摧之由、 被仰下候、

内 御不審一 々候也、 紙被遣之候、 恐々謹 言 此間之儀何様候哉之由

(112)

六月十八日

頼意

御 宿 (6)

条々

堂上一行列有之、

仏経目録并新古間事、 ──両界曼タラ、年ハ至去年。震筆也、理趣経一巻被染震筆、十巻被摺写之、 「ペカ」 〔寝、以下同ジ〕

御布施当座被置之哉事、

可令申沙汰哉、

折紙 謹言、

路宿所

云

十九日 去年僧名依為枝■、 令注返上候、 可有御披露候、 不載之、 重謹言、

御教書候了、 来廿五日曼荼羅供大阿闍梨御参懃事、 御請文未到何様哉、 必可令存

献

重

綸旨到来

知給之由、 重被仰下候也 仍執達如件、

謹上 勝宝院僧正御房

六月十八日

左少弁経季

即献領状、 其詞云、

謹請

綸旨

右 後宇多院聖忌、 可被行曼荼羅供、 阿

闍梨可令参懃者、 謹所請如件、

六月十八日 大僧正道意

阿闍梨上 可有大字歟、 然而任請書不載之、 条々又問答

紙継

(第五紙

維縁、

曼荼羅供事、 已被献領状了、

又進候、 可被注付候哉、 扈従事、 今度毎事可為略

儀候間、 未思食定候、 追可被申候之由内々候也、

六月十九日

重被申候之間、

紙

頼意

紙継

(第六紙

有無、 曼荼羅供仏経目録并御願文・副供養 度者・ 御誦経使等事、 尋遣左少弁之処

度者・御誦経使事、 定無子細候 以歟、 但蔵

方申沙汰事、 可 任申入候処、「趣力」

曼荼羅供条々事、

御経以下不

違例年之由、 六月廿日 被仰下也、 恐惶謹言 道場為宇智院哉事

集会所何処哉事、無之、色衆参集宇智院西北縁辺、 自何所整列哉事、 次第参進東西簀子、大阿闍梨経覆殿西面令参給之間、於造合辺一行列整之、

大阿闍梨座被敷正面東間哉事、公卿着座、正面之東西如何事、公卿着座、正面之東西如何事、 自 東行列者、 大阿闍梨上堂之時、 色衆令群立西簀子哉事

請文云、

曼荼羅供事、 謹令返上候、 被遊御領状之由、 随仰勘言上候、 返々目出 扈従事、 候、 可被召具者、 紙 加拝

為申沙汰令相伺候、 可達時儀候、 十弟子二人可被召具候

交名治定候者、 可被注下候、 可有計申御沙汰候、 恐々

六月十九日

十弟子料袍・裳・平袈裟等、

方々尋遣之、

廿日

廿一日 沙汰、 僧都状示遣維縁之状、 扈従僧綱可為隆意法印、 僧名令治定者可令注進之由、 可存知之由申候也 得其意可令申 以頼意

領状候也 装束等事、 々左右相尋候処、

大略

廿二日 来廿五日料車事、 申 中北山之処、(西國寺公宗邸) 不可有子細

(第七紙 明日曼荼供僧名治定候者、

紙継

令注進給候、 抑御誦経与経供 公養前後 作以下可

所

依有有師御例、 候歟、 此間者先経供養、 自本両説之上者、 今度先御誦経、 次御誦経如 雖不能子細 次 此 候

候哉、 為経供養之由、 被思召候、 可為何様

5年可被修候歟、可被計申候、早堂達進退等可為無骨之由、然者以、但表白之間、度者勅使参進候

不可有難義者、 如例年可被修候歟、 可被任阿闍梨御所存之 早晚強

依被思食候、 且綱所可有存知事之間

之後、 内々被申談候、 出 正 面間可 次上堂時、 候西簀子候哉、 十弟子置法具 於還

列者被略候云々、 先例定多之候歟、 堂上一行列之時、 可令住進給由、 被略之 内々候也

恐々謹言

(第八紙

紙

継

六月廿 应 日

頼意

御宿所

請文云、

曼荼供僧名謹令注進上候

御誦経与御経供養前後事、 如仰聞以先経雖○御経供養、 可在時宜候 被用

也之御 後、 例之条、 出正面候西簀子候之条、 不能左右候歟、 十弟子置御物 可宜候、 近 具

年且此義候、 近年此義候、 堂上一行列之時還列被略 伝法灌頂之時、 以新阿

闍梨列為詮之間、 還列候歟、 結縁灌頂

儀、 雨儀之時、 三昧耶戒之間降雨之時、 自腋間退出、 上堂雖為庭 自腋間退

以此等之趣、 有還列者頗背故実歟之由所見候 可有御披露候 恐々謹言

候、

曼荼羅供色衆

六月廿四

 $\mathbf{H}$ 

法印権大僧都了賢明

紙継

法印

隆意 道我

(第九紙

法印権大僧都融 円

律師 -我散花

御門

跡

第一

○紙

紙継

相積了、

以便宜必心閑可申明候也

抑明日大阿闍梨御参懃目出候、

仏経事

注賜分無相違候歟、

可

'為早速哉、

他事期参会候、 毎年此分候也、

恐々謹言、

剋限

六月廿四日

公明

恐鬱之間悦承了、

参会不得其次、

亲

返事云、

侍従中納言殿

之様 如此哉、

可

**有申御沙汰候歟** 

恐惶謹言

定剋限可為何様哉、

相冓不遅

六月廿四日

法曼荼羅震筆、

・理趣経十一巻
出格別写

相扶所労可参懃之由存候、 抑明日曼荼羅供大阿闍梨事、

仏経事、

寺家

被仰候間

企参会可述心緒候、

無差事之間、

其後不申案内恐鬱候、

以便宜

親王可有御聴聞之由、

承及候、

実事候哉

早旦 廿五日 示遣維縁許云、 天晴、

仰之旨、 十弟子交名被遣候, 先被行之、 次可為御経供養候、 御誦経事、 任去夜被

右候、 候哉、 可被仰含参仕之威儀師并堂達等 堂上一行之列之時、被之条先規尚「略脱力」 還列事、 庭儀降雨之日者不能左

雖有不審候、 有巨難候歟之由、 被守近年例之条、 内々候也、 恐々謹言、 不可

六月廿五日 頼意

御宿所

折紙云、

曼荼羅供十弟子

紙継

第

紙

仲縁

維縁請文云、 豪顕

十弟子交謹賜預候了、 早可仰含参仕之威 御誦経先被行之、

次

不可有巨難歟之由、 恐々謹言、 同可存知仕

此事於庭儀者雖有略列之例、 略之事先規稀歟之由、 六月廿五日 有聞置之 堂上一行之 維縁請文

尋遣侍従中納言、愚状云、 (三秦公明) 仏経已下事、左少弁状猶五

左少弁状猶不分明之間

重

道誉 覚淳 隆賢讃 忠源 融寛

大法師

例之条、 儀師并堂達等候、 可為御経供養之旨、 以此趣可有御披露候、 還列事、

被守近年

紙継 ——

震筆云々、非無其煩之上、

両界曼荼羅、

当日被染

(第一二紙)

所、臨期可着装束之由、愚存候間、申請仍時剋兼難存知間、以内々儀兼参御

簾三間・畳両三帖被儲之、早旦差進侍宇智院殿上之処、為西院宮御沙汰、御

不足間、自勝宝院二間渡之了、参儲輩共并中間等令請之了、参儲輩簾猶

干剋参大覚寺殺、予蓴物衣・香袈裟、暹海・紹弁・長宗・暹舜・中間慶仙法師等也

牛童三人彦は師・又夜叉・彦夜叉、大童子一人直垂、午剋参大覚寺殿、予薄物衣・香袈裟、

仲縁·豪顕乗之、装束·法具等納唐櫃 法師五人x、次車一輌、隆意法印·頼意僧都

渡之、又布施料事、宜長櫃一合三人界之、仲縁・豪顕乗之、装束・法具等納唐櫃

禅円両法印来休所会見、於造合乍在参入之由、以忠源律師申入二品親王、融円同渡之、

於宇智院中門、女院即還御、於親王者者、御参蓮花峯寺、其後差輦御車謁之了、帥親王入御、達智門院御同車

--- 紙継

(第一三紙)

見苦之間、所申之也、為十弟子練習、於毘沙予車今年経廻摂州之間不調之、仍亡車

廿四日

門堂曼荼羅供習礼有之、

習礼又有之、

条々示遣維縁許、彼状云、

(以下余白)

—— 紙継

(第一四紙)

〇 指図

(一点被渡御本尊、仍予即着装束於層從十弟子、

示之、威儀師以鎰取連々申之、又自堂上以預催此間御本尊已被渡了、急可参之由、左少弁以使者

法印権大僧都 了賢

先之威儀師僧庭立標、

次僧徒参会、

法印 隆意 隆

道我

権大僧僧都 覚隆法印権大僧都 融円

権律師 仲我 党隆仍被止道誉了、

融寛

大法師 忠源

隆賢 覚淳

無別集会所、 予休所参入、 佇立 着香 法服· 一御経蔵北簀子、 衲 横皮、 次公卿着座堂前 持五鈷 水精念珠

法印隆恵法服、紫甲、 具相従縁、居箱・ 右手持桧扇、 着挿鞋、 挙 花<sub>顕、</sub>、 於殿上造舎北面障子、 十弟子二人平袈裟、持法 <sup>()</sup> 含香爐箱 如意・座具、 経 次扈従

紙継

持金剛衆八人隆意法印同加列了, 大公司、於此所愁行列、先引頭威儀師一人 東二人維持相後、鈍色・指其輪・嚢・袈裟、 衆二人共神祖後、鈍色・指其輪・妻・袈裟、 東二人共神後、神色・指其輪・妻・袈裟、 東二人共神後、神色・指其輪・妻・袈裟、 東三人共神後、神色・一人 大公司、大子の一人打選、、 東三人共神後、一人 第一 Ŧi. 紅紙 西簀子等、 次

次讃

方便驚覚鈴如常、

次執香呂、

次下座打磬。二度、

次堂童子

列

音二反、 正面以西簀子、 次色衆引率上堂無螺吹、 次大阿闍梨自中央間程制 群立

次大阿闍梨、

次十弟子二人臈先、

次讃頭

発

入堂内、 行立礼盤下 聊置程、十弟子、〔佇ヵ〕 十弟 同

簀子、 於右脇机、 置物具、仲縁敷草座於之後、経大阿闍梨南・照びかり、 色衆列立正面、 敷座具於礼盤、 以西簀子路次塞之間、 即出正 **面雖可** 到 西 待色衆

之上者暫可相待之処、 入堂、 道事元本存 人之所為不同也、 儀師依示之、一人豪頭、 暫蹲踞堂内間東端、 知 僧衆入堂内者、 似失礼、 仰天之条未練之至也 之処、 出南簀子、 縦威儀師雖令諷諫、 可為無言行道路次之由 即 可 令□□ 一人伸縁、至仏後辺 □之由、 然而十弟子之 兼仰 無言行 含

> 次大阿闍梨進寄礼 面簣子暫蹲居、 候西簀子、 失礼不始于今上 所詮見彼道儀、 色衆入堂内後退出可宜歟 盤 沙汰限、 下 執香鑪三 向後然具置之者、 三礼、 行道以 次着礼 後、 即 仲 出 縁 出 正

> > 面

紙継

第 六紙

次持金剛衆無 盤着了、 道 匝 讃衆立簀子

突鉢打鐃 次持金剛衆着座、 次大阿闍梨執香呂、 讃衆見之、 次惣礼三度、 入正 面間同着座 次大阿闍 桑前

**祓座、** 与座具於預、 仲我、起座 落木、 面間於同西柱下唱之行道一反說之、 次明師了賢、大僧都発音、 次堂童子取花箱退去、 出正面間、 於西簀子取座具強 次堂童子賦花筥、 次申対偈路返 次打磬 一度、 入正 次散花師

次大阿闍梨開眼作法、 御誦経使不参之由、 有序打整、 兼雖有其沙汰、 次表白、 度

声之処、 不仕之至不可然乎、 [硬力] 度無其儀、無人之故 誦文於導師授堂遠、師、 無期其儀、 無人之故歟、 次読諷文、 (編脱力) 仍尚猶予之処、 為時宜不被止之者、 堂達授諷 相待鐘 鐘已

度堂達自威儀師手請 取

之由、

清

縁威儀師

出

声、

仍読諷誦文了、

行程度空白 紙継

同及之間、 之間、 経供養以前可有御誦経之間、 御仏事以前経時剋之間、 僧都進駄餉團酒、納長櫃二合、参 招之対面 為御聴聞御逗留、 儀師清縁参御堂之間、 都為聴聞令経廻之間、 令存知哉之由、 仰含預之処、 存知之由申也、 可令立之由、 時剋已下事相尋之畢、 左少弁経廻中門辺候間 先立其儀之由申候之、 相尋之処、 参入以後令昇之、 引、予依為断酒不相 以隆意法印 即取散之、 同以隆意法印示清縁 同召之畢 又不立右脇机由 仰惣在广 其旨維縁 頼意 行賀

(第

七

紙

荘厳、 沙汰、 震筆、 就威儀師下知、 然而先々就略儀不立歟、 毎間懸綵幡花鬘代、 傍母屋北立仏台、 早可令立之間、 其前立花形、 其儀字智院御経蔵撤三 預立之云々、 奉懸両界法曼荼羅 北三ケ間垂翠簾 壇之上敷絹泊羅、 隆法印重仰清縁之間 今度任本儀可有 先之預奉仕堂 一面明障子、 四 [面閼

燈台四本供燈明 伽鈴杵金剛盤 継 一八供養具等如常、 [角居白色仏供、 左右立 兀 面

第 八紙

机 四色仏供、 左脇机灑水塗香器柱散 其前立礼盤帖、 ・仏布施一 其左右立

趣

経

**老**辨紙金泥震筆一卷、

但両三行被遊之

是又為略儀哉、立之歟、 置之、 副御聴聞所方與形 東造合副南高欄敷紫端帖 IE. 前立経机 折 黄 大阿闍梨座 間 副西長押敷同帖 副南 南 左右敷高麗端帖各 五脚置理 長押敷高麗端帖 簣子当正 最末座前立磬台、 同 敷同帖 趣経摺写、 西脇間敷同帖 面 三枚前北為色衆座、 間立散花机、 一枚東西 各 枚南北為殿 枚東西為公卿 枚東西、 南簀子除 一巻 脚丁十 枚東西、 正 又 面東 其 座 更

上人・堂童子座 約六行空白

紙継

九 紙

白紙

紙継

諷誦文事、

表白神下

句間也、

其後表白未

(第二〇

紙

文読畢可打磬之処、 及半処授之於導師、 終旬之処、 予為声明衆中間、 無其儀之条、 所 其刻則打鐘云々、 仍

返取諷誦文、 祓座、 次揚経題潛写、諸僧各摺写一卷揚之、 蹲居呪願師前乞呪願、 次仏名教化、 於正 堂達参進 面

即発願持諷誦、

Ŧī.

大原依諷誦威力、故過去聖霊頓証大原任故僧正御房善寂院供養例、

未練之至不足言次第也、

仍諷誦読畢

持五古、
散念誦之間、 次讃心略讃語仏讃、 仏布施、 次善供養 大願、 勧請加 句 護持聖王除不祥、天長地久成御願、勧請加 句禅定聖霊成正覚、頓証無上大井、 次打磬、 次仏名教化取具之、 次讃隆賢誦之、四智心略不動等也、 二裹取合一度供之增左、、 次止転経羅、 三力偈、 次打一字金、次八供養、 善供養三力以下作法 次打磬、 次打磬、 次神分下聲、 次供養法如常 次読経置如意 次振鈴 次事供 次五 次五: 悔 次

紙継

如 例、 第二一 廻向方便之間、 紙 懸袈裟威儀、

盤取香爐礼拝

三度、

次着平座、

次十弟子

次降礼

一人入自正面間、 取法具移置平座香呂右、

退出、 次引布施、 於如意・座具者本役人持之候西簀 侍従中納言取綾被物一 重

置大阿闍梨前、 大内記行光裏物一・水精念珠一連懸打・ 次殿上人二人程季弁

次十弟子二人入正面間、 錦横皮一帖懸取之、 於後戸可交替僮僕云々、 色衆布施当座不置、 依無人数所残之被物并 撤大阿闍梨布施、 於西簀子賜

賜力者者表、、、 召上、仍所召有若也、且以列童、臨期如此沙汰之条、依有先例也、尤雖可随此役、共以在国之間、依無日数不及 侍暹海公卿取布施之間、進西庭、 特選海鈍色衣·水際、 力者納長櫃是人傳之、 侍賜大童子有若丸如木·下結、鶴 次十弟子参進 大童子

梨赴座、 色衆雖退出、 法具单座同族之蹲居南簀子、 正 面間 自西簀子立 経南東簀子門相從、區從、 帰 扈従隆意法印先伴 同蹲居南簀子、 次大阿闍

> 所 如元、、 入加長櫃士重也、都合、 大阿闍梨布施被物九重、 色衆布施各 重 自後戸交替之間 裹也、 隆意法

紙継

第二二 紙

印分同於後戸請取之云々、 近日路次等以下狼藉、东明取之云々、了時子刻也、

畏之間、 雖可令帰寺、 暫於此所休息、 及暁更帰勝宝院了、 夜中非無

予懃仕初度也、 度行賀僧都・仲縁等■参車後、 於他人之誹謗者不聞及、 曼タラ供大阿闍梨、

於愚意

者声明 ■法則無殊違失之由存之、 是併本尊

之冥助・ 列祖之加被畢

及其沙汰矣、 大阿闍梨并色衆供米并十弟子録物等、

不

즲

 $\widehat{1}$ 掲載の菊地大樹氏 を参照されたい。 。応永三十二年具注曆』 いったが現在はバイネッキ貴重書図書館に移管されている。 請求記号 JMSS·SML92。 「イエール大学所蔵 については 当初は同大学スターリング図書館 『東京大学史料編纂所研究紀要』 『応永三十二年具注暦』について なお、 の所蔵で 本号 表の

 $\widehat{2}$ 『平家物語』 小峯和明 「イェール大学蔵 の転生と再生 笠間書院、二〇〇三)。 『元徳二年後宇多院聖忌曼荼羅 供 (同

3

- 寺所蔵史料 九月二十三日条・ がある。前者は 十二日条・ 道意には他に 『続群書類従釈家部』 (御経蔵十八箱) 『大日本史料第六編之一』 『建武元年東寺塔供養記』・『建武二年結縁潅頂 同十二月二十六日条に活字化されており、 に活字化されている。 『大日本史料第六編之二』 建武元年八月二十八日条・ 建武二年 後者は仁和 記 など 同
- 引用されている文書は以下の通り。

4

5

文書1 (元徳) 年 六月十七日後醍醐天皇綸旨

文書2 (元徳 年 六月十八日仁和寺勝宝院道意御教書

1和寺惣在庁維縁勘返状 一年六月十八日) 後宇多院聖忌曼荼羅供大阿闍梨不審条々・

文書4 (元徳) 年 六月十八日仁和寺惣在庁維縁請文

文書5 文書6 (元徳) (元徳) 年 年 六月十八日後醍醐天皇綸旨 六月十八日仁和寺勝宝院道意請文

文書7 [元徳二年] 六月十九日仁和寺勝宝院道意御教書

文書8 (元徳) 仁和寺惣在庁維縁勘返状 一年六月十九日)後宇多院聖忌曼荼羅供大阿闍梨不審条々

文書9

(元徳二年)

六月十九日仁和寺惣在庁維縁請文

文書 12 文書11 文書10 元徳二年) (元徳二年) 六月二十日中御門経季書状 六月二十四日仁和寺勝宝院道意御教書

文 書 13 〔元徳二年六月二十四日〕 (元徳二年) 六月二十四日仁和寺惣在庁維縁請文 後宇多院聖忌曼荼羅供色衆交名

文書15 文 書 14 〔元徳二年〕 六月二十四日三条公明書状 〔元徳二年〕六月二十四日仁和寺勝宝院道意書状

文書 17 文書 18 (元徳二年) 六月二十五日仁和寺惣在庁維縁請文 〔元徳二年六月二十五日〕 後宇多院聖忌曼荼羅供十弟子交名

文書 16

(元徳)

一年)六月二十五日仁和寺勝宝院道意御教書

状態で一まとまりの断簡であったと推測した。 尾いっぱいまで記されていること、Cが と考えると、 の記載内容が少なすぎることからA・B・Cの部分は既に錯簡を含んだ に錯簡が認められるのであるが、 断簡①の中でも内容的にはA・B・Cの三つの部分に分けられ、 A・Bの末尾部分 (それぞれ第六紙・ A・B・Cのそれぞれが断簡であった 一紙の断簡であったとするとそ 第一二紙 が紙の末

7 6 原本では「請文云、 原本では 「折紙云、 曼荼供」 即勘付返進之、」となっているが、御宿所 と連続しているが、ここでは改行した。 ここでは改めた。

行記

よる研究成果を含むものである 「日本関連在外資料の調査研究」

本稿は人間文化研究機構 プロジェクトに